舞鶴市木質バイオマス証明材取扱者の登録等に関する要綱

(目的)

第１条　[この](https://www.town.kiho.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i668RG00000713.html#l000000000)要綱は、舞鶴産材(舞鶴市内の山林で伐採搬出された木材をいう。以下同じ。)の未利用材の搬出促進及び林業振興を目的として当該舞鶴産材を木質バイオマスの再生可能エネルギーの原料として有効活用するため、舞鶴市が発電利用に供する木質バイオマス証明材取扱者の登録等を行うことについて、発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(平成24年６月18日林野庁作成。以下「ガイドライン」という。)に基づくもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第２条　[この要綱](https://www.town.kiho.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i668RG00000713.html#l000000000)に基づく登録申請の対象は、市内の森林から木材を伐出する[次の各号](http://www2.town.ino.kochi.jp/reiki2/reiki_honbun/r037RG00001187.html#e000000021)のいずれかの者で業界団体の木質バイオマス証明認定を取得できない者

　(1)　市内在住の伐出を業としない臨時の出材をする個人

(2)　市内の法人格を持たない団体又は森林に関わる活動を行っている非営　利法人

(登録手続等)

第３条　[前条](https://www.town.kiho.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i668RG00000713.html#e000000014)の規定に該当し、登録を希望する者は、発電利用に供する木質バイオマス証明材取扱者の登録申請書([様式第１号](https://www.town.kiho.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i668RG00000713.html#e000000151))に発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る自主行動規範([様式第２号](https://www.town.kiho.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i668RG00000713.html#e000000157)。以下「自主行動規範」という。)を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は、[前項](https://www.town.kiho.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i668RG00000713.html#e000000025)の登録申請を受けた場合は、書面による審査(必要に応じて現地調査)を実施し、登録の可否を決定し、登録することが適当であると認めたときは、申請者に対し、発電利用に供する木質バイオマス証明材取扱者の登録書([様式第３号](https://www.town.kiho.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i668RG00000713.html#e000000163)。以下「登録書」という。)を交付するとともに、登録を行い、名称、代表者氏名、住所、登録番号、登録年月日その他必要な事項を記載した発電利用に供する木質バイオマス証明材取扱者管理台帳([様式第４号](https://www.town.kiho.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i668RG00000713.html#e000000169))を整備するものとする。

３　登録書の有効期間は、登録の日から３年とする。

４　登録有効期間の満了に伴う更新の手続については、[第１項](https://www.town.kiho.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i668RG00000713.html#e000000025)から[第３項](https://www.town.kiho.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i668RG00000713.html#e000000036)までの規定を準用する。

(登録要件)

第４条　[前条第２項](https://www.town.kiho.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i668RG00000713.html#e000000030)に規定する登録を受けるためには、[次の各号](https://www.town.kiho.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i668RG00000713.html#e000000053)に掲げる要　件を全て満たさなければならない。

(1)　分別管理の場所の確保、及び管理方法が定められていること。

(2)　出荷及び在庫に関する情報が帳簿等により適正に管理できる体制であ　ること。

(3)　この要綱に基づく事業に係る責任者が適正に選任されていること。

(4)　その他市長が登録要件として必要であると認められること。

(出荷時の提出書類)

第５条　木質バイオマス証明材取扱(出荷)者(以下「取扱者」という。)は、木質バイオマス証明材を出荷しようとするときは、発電利用に供する木質バイオマス証明書に[次の各号](https://www.town.kiho.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i668RG00000713.html#e000000078)に掲げる書類を添付して出荷先業者(流通段階の証明者)に提出しなければならない。

(1)　伐採現地の合法性書類の写し(伐採及び伐採後の造林の届出書、保安林内間伐適合通知書の写し等)

(2)　所有者との森林施業に関する覚書等の写し等(取扱者が森林所有者でない場合に限る。)

(3) その他出荷先業者がバイオマス証明に必要とする書類

(取扱実績の報告)

第６条　取扱者は、発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告書（様式第５号）にて前年度分の取扱実績を取りまとめの上、毎年４月末日までに市長に報告しなければならない。

(監査)

第７条　市長は、必要に応じて、聞き取りや現地確認等を実施して、取扱者による木質バイオマス証明材の取扱いが適正であるか否かを監査するものとする。この場合において、取扱者は、当該監査につき情報提供を行う等協力しなければならない。

２　[前項](https://www.town.kiho.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i668RG00000713.html#e000000101)に規定する監査の実施要領については、市長が別に定める。

３　市長は、[前項](https://www.town.kiho.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i668RG00000713.html#e000000104)の監査を実施した場合は、監査調書を作成する等により当該監査の結果について適正に管理保管するものとする。

(登録の取消し等)

第８条　市長は、取扱者が[次の各号](https://www.town.kiho.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i668RG00000713.html#e000000120)のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。この場合において、取消し理由が悪質であると認められるときは、名称等必要な事項を市のホームページ等において公表することができる。

(1)　申請書又は提出書類の記載事項に虚偽があったとき。

(2)　取扱者から登録の取消しに係る申出があったとき。

(3)　取扱者が登録に係る要件に適合しなくなったとき。

(4)　法令に違反する等悪質な行為により市長が適当でないと認めたとき。

２　市長は、[前項](https://www.town.kiho.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i668RG00000713.html#e000000116)の取消しを行ったときは、その旨を発電利用に供する木質バイオマス証明材取扱者の登録取消通知書([様式第６号](https://www.town.kiho.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i668RG00000713.html#e000000181))により当該取扱者に通知するものとする。

(その他)

第9条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年８月19日から施行する。